

平成23年第6回教育委員会記録

平成23年4月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成23年4月27日(水) 午後2時01分～午後2時42分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 碓之助 委員代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育部 教育改革担当長 渡辺 均

教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人事企画課長 佐藤 浩 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

教育改革推進課 齊藤 俊朗 学校適正配置担当課長 幸内 正治

学務課長 日暮 修通 社会教育課長 植田 敏郎

済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 田中 稔

済美教育一長 飯塚 善行 中央図書館長(事務取扱) 堀川 直美

特命事項担当副参事(子供園担当課長) 正田 智枝子 特命事項担当副参事(子供園担当副参事)

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

議案第45号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規

則の一部を改正する規則

議案第46号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規

則の一部を改正する規則

議案第47号 第12期杉並区社会教育委員の委嘱について

議案第48号 教育委員会幹部職員の任命について

(報告事項)

- (1) 新泉・和泉地区小中一貫教育校の校舎建設等に係る基本設計事業者の選定結果について
- (2) 平成23年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について
- (3) 平成23年度杉並区小学校第1学年の学級編制について
- (4) 平成23年度当初の児童生徒数・学級数について（4月7日版）
- (5) 教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第45号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第46号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
議案第47号 第12期杉並区社会教育委員の委嘱について	6
議案第48号 教育委員会幹部職員の任命について	16
報告事項	
(1) 新泉・和泉地区小中一貫教育校の校舎建設等に係る基本設計事業者の選定結果について	7
(2) 平成23年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について	9
(3) 平成23年度杉並区小学校第1学年の学級編制について	10
(4) 平成23年度当初の児童生徒数・学級数について（4月7日版）	13
(5) 教育委員会共催・後援名義使用承認について	14

委員長 ただいまから平成23年第6回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事日程ですが、ご案内のとおり議案が4件、報告事項が5件となっております。

日程第4、議案第48号は人事に関する案件となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条により、会議を非公開にしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第48号につきましては、会議を非公開とし、今日の会議の最後に審議を行います。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第45号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第45号につきまして、ご説明を申し上げます。

国民生活等の混乱を回避するため、平成22年度におきます子ども手当の支給に関する法律の一部改正によりまして、子ども手当の支給が半年間延長されたことを受けまして、子ども手当の支給に関する権限を区教委に委任することを規定しました東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例が一部改正されたことに伴いまして、規定を整備するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

法律の改正に伴いまして、子ども手当の支給に関する権限を教育長に委任することを定めました附則の第2項に規定している法律の名称を「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」から「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」としてございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日から施行することとしてございます。

以上で、説明は終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、異議はないようですので、議案第45号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第45号は原案のとおり可決いたしました。

どうもありがとうございました。

次に日程第2、議案第46号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第46号につきましてご説明を申し上げます。

東日本大震災によります被害が甚大でありまして、官民を問わず、自発的意思に基づくボランティア活動が広く行われる可能性が高いことから、東日本大震災被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、ボランティア休暇の特例について規定を整備するものでございます。

これも、新旧対照表をご覧ください。

ボランティア休暇の特例といたしまして、附則の第7条を新たに設け、平成23年12月31日までの間に東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における、ボランティア休暇の適用について規定をしております。

まず、対象の地域として、東日本大震災の被災地、またはその周辺の地域もしくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域としてございます。

また、休暇の上限日数につきましては、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村、これは東京都の市町村を除きます、この区域内における活動を行う場合にあって、7日としてございます。

最後に施行期日ですが、5月1日からとしてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

対馬委員 すみません。この地域の中で東京都の市町村を除くということでは、東京都内でやる、例えば仕分け作業とかそういうのは、ここは対象にはならないということですか。

庶務課長 はい。今回、7日ということにつきましては、現在、帰宅困難者の関係で、東京都全域が災害救助法の適用を受けてございます。その関係で、7日はできませんけれども、現行の5日の間においては、例えば被災者を受け入れている団体に対してのボランティアができます。

委員長 これは、今は災害がありますけれども、整って落ち着いた時には、この第7条は廃止するのですか。それとも、そのまま残しておくのですか。

庶務課長 現在のところは12月31日までですけれども、事情によっては、また延長するということもあり得るかと思じます。

委員長 他に何かございますか。

對馬委員 幼稚園教育職員のとありますが、幼稚園教育職員に限って、他のはなくていいのですか。

庶務課長 都の教員は東京都の規定でございます。

對馬委員 なるほど、幼稚園が区費だからということですね。

庶務課長 そうでございます。

對馬委員 わかりました。

委員長 他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 異議がなければ、このまま可決したいと思います。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第46号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

日程第3、議案第47号「第12期杉並区社会教育委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。社会教育スポーツ課長から、説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 お手元の資料2枚おめくりください。

資料、第12期杉並区社会教育委員名簿というのをご覧ください。

私の方から第12期杉並区社会教育委員の候補者についてお諮りいたします。

社会教育委員につきましては1期2年の制度でございます。今回、改正ということになりました。お手元の資料の上のお2人に関しましては、小学校並びに中学校の校長会からの推薦の先生方でございます。また、その下3名の方に関しましては、公募区民の枠でございます。今回1月11日から2月10日まで区報等で公募をいたしまして、10名の方より応募いただきました。3月16日、18日、面接による最終選考で、以上の3名の方をお願いしたものでございます。

視点といたしましては、建設的な意見をどれくらいお持ちであるか、また団体等の活動経験、また、説明力等々について選考をさせていただきものでございます。

1番下の2名の方に関しましては、学識経験者の方でございます。

石田先生に関しましては、保健体育の専門でございます。区内在住でございまして、大宮前体育館の区民との検討会の座長もお願いした先生でございます。

1番下の笹井先生に関しましては、現在、国立教育研究所の方で生涯学習教育、主に政策部分での専門家でございます。

以上の方々に社会教育委員第12期をお願いするということでございます。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

今、あの石田良恵先生について杉並区在住とおっしゃったと思いますけれども、これに中野区と書いてございますけれども。

社会教育スポーツ課長 失礼いたしました。中野区の住所でございます。

申し訳ございません。

委員長 他に何かございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、異議なくこれを可決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

どうもありがとうございました。

それでは、次に報告事項に入ります。

日程第5、報告事項の聴取です。

初めに、(1)「新泉・和泉地区小中一貫教育校の校舎建設等に係る基本設計事業者の選定結果について」の説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、新泉・和泉地区の小中一貫教育校の校舎建設等に係る基本設計事業者の選定結果につきまして、ご報告させていただきます。

平成22年5月に新泉・和泉地区の小中一貫教育校設置計画をこちらで決定いただきまして、その後、これに基づく小中一貫教育校の校舎建設等、進めてまいりました。

こちらの校舎の基本設計業務につきまして、公開型プロポーザル方式により行い、応募のあった事業者の中から、この新泉・和泉地区小中一貫教育校基本設計業務選定委員会におきまして設計業者を選定いたしましたので、その結果を報告するものでございます。

選定事業者につきましては、1番の株式会社日本設計、こちらは新宿区西新宿にある設計業者でございまして、主な事業といたしましては、建築設計業務や都市計画あるいは再開発事業計画などを行っておりまして、具体的な実績といたしましては、広島県にある府中市立府中学園、こちらも小中一貫教育校となっております。その他、栃木県の庁舎ですとか、北海道洞爺湖サミットの国際メディアセンターなど、かなり手広く様々な建築等を行っているものでございます。資本金は1億円で社員も786名と設計業者としては、かなり大きな設計業者となっております。

具体的な選定経過等でございますが、昨年の暮れ、12月28日に公募要領を公表いたしまして、その後、2月8日までに参加表明と企画提案書の提出を行っていただき、19業者の応募がございました。最終的に企画提案書を提出いただきましたのは17者ということで、その中で2月19日に

第1次審査を書類選考で、先ほどの基本設計業務選定委員会におきまして、4業者を絞りました。その後、当初3月13日に2次審査を行うはずではございましたが、この間の震災の関係で、一時中止いたしまして、3月26日に2次審査といたしまして、公開プレゼンテーションを行い、事業者を決定したものでございます。

選定方法と評価項目につきましては、若干ご説明させていただきましたが、この応募にありました事業者につきまして審査基準に基づきまして、第1次審査、書類審査を行いました。その後、1次審査を通過しました4事業者につきまして、公開のプレゼンテーションによります2次審査を行いました、2次審査の最高得点を得た表記事業者を選定したものでございます。

具体的な結果につきましては、次のページに新泉・和泉地区小中一貫教育校設計業務公開型プロポーザル実施結果というものに掲載させていただいておりますが、1次審査といたしましては、まずは応募された会社のこれまでの実績ですとか、担当する職員にどのような資格があるかということと、あとは具体的に企画提案書といたしまして、A3、2枚に今回、後ろにつけさせていただいておりますが、そういったものを提案いただきまして、それを踏まえまして書類審査を行い、そこで通ったものにつきまして2次審査、こちらの方で4者につきまして、さらに最優秀20点、優秀15点、優良10点というような点数で投票いただきまして、最終的に11番の115点をとりました日本設計に決定したものでございます。

具体的にどのような提案があったかというものにつきまして、一緒におつけさせていただいておりますが、こちらの業者につきましては、教育委員会の方から、学校、家庭、地域が力を合わせて、児童生徒の夢を実現するための力を伸ばすというコンセプトをお出しした上で、こちらの設計業者、つなぐということにテーマ絞りまして、ここの新校舎と既存校舎を一体化し、児童と生徒が、また、教師が、そして、地域とつながる小中一貫教育校を提案しますと、一貫したコンセプトに基づきまして、設計内容も定められているということと、計画的にもかなりまとまった提案であるということと、質問に対する受け答えも1番明確だったということから、本事業者に決定したものでございます。

私の方からは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

ありませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、結構でございます。

どうもありがとうございました。

教育改革推進課長 一つ言い忘れたことがございまして、1番最初の資料にお戻りいただきたいと

思います。すみません。今後のスケジュール予定としましては、23年9月までにこちらに基づきまして、基本設計を策定する予定でございます。

どうも失礼いたしました。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、報告事項(2)「平成23年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について」の説明を学校適正配置担当課長からお願いいたします。

学校適正配置担当課長 私からは平成23年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方につきましてご報告をいたします。

平成21年2月に改定をいたしました学校適正配置基本方針に基づきまして、今後、以下のとおり学校適正配置の取り組みを進めてまいります。

最初に、適正配置の検討対象校となる基準でございますが、小学校、中学校ともに、全学年単学級の学校及び全学年単学級になることが見込まれる学校で、小学校全校で6から7学級以下の学校、中学校全校で3から4学級以下の学校が対象となります。

適正配置後の学校規模目標でございますが、小学校で12学級以上、中学校で9学級以上ということを目標としてまいります。

続きまして、(2)でございます。今年度の適正配置の対象校となる小学校でございますが、4校、杉並第八小学校、東田小学校、新泉小学校、永福南小学校ですが、(4)に記載しておりますように、適正配置の対象校から除外する学校といたしまして、永福南小学校、25年4月に統合予定が決まっております。また、新泉小学校につきましては、27年4月に小中一体型の小中一貫教育校が決定されておりますので、この2校を除きました。(3)に記載しております杉並第八小学校、東田小学校が今年度の対象校となります。

続きまして、(5)その他でございますが、平成21年度適正配置対象校となっておりました大宮小学校につきましては、今年度9学級となり、平成24年度以降も学級増が見込まれることから、平成25年度までの間、児童の推移を見守ることとしていきたいと思っております。

裏面をご覧ください。

2番としまして、23年度の取り組み方でございますが、(1)永福南小学校と永福小学校の統合でございますが、これまで検討してまいりました統合協議会で、引き続き開校に向けて、課題を整理してまいります。主な検討課題といたしましては、統合新校の校名・校歌・校章等を今後決めてまいりたいと思っております。

(2)新泉小学校、和泉小学校、和泉中学校の統合でございます。

これにつきましては、小中一貫教育校設置協議会で引き続き開校に向けて、課題を整理してい

くとともに、検討課題であります基本設計・実施設計を今年度やっていく予定でございます。

(3) 杉並第八小学校でございますが、同校が位置します高円寺地区では、全域で小中学校の児童生徒の減少が見込まれることから、適正配置検討対象校である杉並第八小学校及びその周辺校を含めました地区全体の学校の再編について、現在、学校関係者との意見交換を行いながら、今年度中に適正配置計画案を策定することを目標としてございます。

最後(4)でございます。東田小学校ですが、引き続き保護者、町会関係者などとの意見交換を行いながら、意見集約を行ってまいります。また、検討対象周辺校の学校との関係者との情報提供も行いながら、その内容等を踏まえながら、今後の適正配置計画素案の作成に努めてまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

田中委員 適正配置についてはわかるのですけれども、今後希望制度との関連はどのようにお考えになっているのでしょうか。

学校適正配置担当課長 そうですね。希望制度につきましては、学務課の方で今年度検討していきたいということになっておりますので、そういった検討の結果を踏まえまして、今後適正配置の方を進めていきたいと思っております。まだどういう形になるかはあれですけれども、希望制度については今後、見直しをするという方向で進めていきたいと思っております。

委員長 他に何かございますか。

私から一つ伺います。適正配置検討対象校の(1)の四角に囲んだ中でですね、適正配置後の学校規模というのの目標がありまして、12学級以上（1学年2学級以上）小学校の場合ですね、というのは小規模校を解消していくということにこれはなるのですか。大規模校の方の上限はないのですか。

学校適正配置担当課長 大規模校の上限は、今のところ明確に設けている訳ではございません。

委員長 それは、当面は該当するものがないということですか。

学校適正配置担当課長 そうですね。今のところそういった該当はないというふうに考えております。

委員長 他に何かございますか。

結構でございます。

どうもありがとうございました。

それでは、その次は報告事項(3)です。

「平成23年度杉並区立小学校第1学年の学級編制について」、それから(4)「平成23年度当初

の児童生徒数・学級数について（４月７日版）」以上２点の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から平成23年度の杉並区小学校第１学年の学級編制についてご報告いたします。資料をご覧ください。

去る平成23年４月22日付で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正されました。これに伴いまして、東京都教育委員会では、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部が改正され、小学校第１学年の学級編制基準が35人とされたところでございます。ついては、23年度の杉並区立小学校の第１学年の学級編制につきまして、当該編制基準の基準日である、４月22日をもって35人学級編制に変更いたしましたので、そのご報告をさせていただくものでございます。

まず、東京都の学級編制基準の改正内容でございますが、第１学年の児童で編成する学級にあつては35人とするものでございます。

次に、東京都教育委員会の学級編制に係る同意協議につきまして、２の(2)で定めている内容となっております。具体的には４月７日の児童数を対象に、第１学年児童の編成基準を35人といたしますが、次の３つの理由に当たる場合は、40人を上限として35人を超えて学級編制をすることができるものとしてございます。

３つの理由としましては、１つ目として普通教室不足のため35人編成が困難な場合、２つ目として、個別の学校の児童の状況に応じた教育上の配慮から学級を分割しない場合、３つ目としましては、児童に対する影響が大きいと学校及び区市町村教育委員会が判断した場合としております。これらにつきまして、次に、23年度の杉並区立小学校における第１学年の学級編制でございますが、４月７日基準日として行った学級編制について、今回の編成基準の改正に伴い、原則35人編成に改め、同意協議の２の(2)の(イ)でうたわれる但し書きに該当する場合には、35人編成を超える学級編制とするものでございます。また、30人程度学級につきましては、35人学級編成に比べてクラス数が増となり、少人数学級となる場合に適用するものとしております。

今、申し上げました経過を読んで、表にいたしましたので、表の方をご覧くださいと思います。まずですね、上段の方が４月７日基準日において、第１学年の学級編制を40人学級としたものが36校、30人程度学級を実施したものが7校となっております。これは第１学年だけでございますが、次に下段の方でございますけれども、４月22日を基準日とする35人学級編制を実施することにより、既に30人程度学級を実施する7校のうち、6校が35人学級に移行し、既に40人学級を実施している36校のうち、35校が35人学級となるものでございます。また、先ほど申しました但し書きに該当し、35人学級を実施しない学校は1校となっております。

最後にですね、今回の学級編制の変更による学校への影響でございますが、40人学級から移行した36校のうち35校については、クラス数など実質的な影響はございません。ただ1校だけ35人編成に変更することに伴いまして、1クラスから2クラスに学級数が変更となった学校がございます。

現在は保護者の説明など必要な対応を図っているところでございます。また、但し書きを適用し、35人学級編制を行わない学校についても、現在保護者等への十分な説明を行い、ご理解をいただいているところでございます。

30人程度学級を実施した7校につきましては、35人学級に移行する6校については実質的影響はなく、引き続き30人程度学級を実施する1校についても、これまでと変更がないことから特段の影響はないと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

委員長 どうもありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございましょうか。

對馬委員 東京都の基準で、40人学級が35人学級になったと理解して良い訳ですね。

そうすると、教員は増えますか。今のところは、区費教員で充てていた訳ですよ、杉並区は。その分、都費教員が来るのかということをお教えいただけますか。

教育人事企画課長 あの、都費の教員がそのまま、必要数配置されることになります。

對馬委員 そうすると、その学校については、30人程度で最初出していて、区費教員をもらっていた学校については、加配になるということでしょうか。

教育人事企画課長 はい。そのとおりでございます。

現在、学校がその教員をどのように活用するかというところは、検討していただいているところです。

對馬委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 他に何かございますか。

それでは、4番目の表の中で、但し書きに該当し35人学級を適用しないというのが1校ありますが、これはどうことですか。

学務課長 はい、あの表面のですね、東京都の2のですね、学級編制の同意協議の中の(2)の(イ)の③に該当する学校でございますが、読ませていただきますと、既に編制した学級について35人学級の基準で学級を編成し直した場合において、児童に対する影響が大きいと学校及び市区町村が判断したということで、当該学級について再度編成をし直すことは、やはり児童の影響が多いということから、今回これを適用し、そのままの状態といたしますか、35人を超える学級として続け

させていただいているところでございます。

教員の配置につきましては、東京都の教員配置は35人を基準としますので、その場合にも都教員が1名まいりますので、いわゆるそれはT T（ティームティーチング）などの活用を図っていくということになってくると思います。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き児童数、生徒数ですね。

学務課長 続きまして、私の方から平成23年度の当初の児童生徒数・学級数についてご報告させていただきます。

資料の方をご覧ください。

まず、小学校でございますが、児童数が1万7,962人、627学級となっております。昨年度と比較しまして、児童数で115人の増、学級数で10学級の増となっております。また、30人程度学級につきましては、第5学年まで拡大した一方で、先ほど申しましたように、第1学年で6校が35人学級に移行したことにより、最終的には21校、32学級での実施となっているところでございます。その結果、1校当たりの平均学級数は14.6学級、1学級当たりの平均児童数は28.6人となっているところであります。

次に学校間の比較をしてみますと、規模で最大となったところが浜田山小学校で児童数が722人、24学級となったのに対し、最小規模は永福南小学校で児童数が76人、6学級となったところでございます。また、全学年単学級となった小学校は杉並第八小学校の他3校となり、単学級の学年数は39学年、単学級を持つ学校数は10校となったところでございます。なお、最小規模の学級数は6人で、20人未満の学級数は7学級となっております。

続きまして、次に中学校でございますが、中学校の生徒数でございますけれども、6,142人、189学級となりました。昨年と比較しまして、生徒数で79人の増、学級数で5学級の増となったところでございます。1学校当たりの平均学級数は8.2学級で、1学級当たりの平均生徒数は32.5人となっているところでございます。

学校間の比較をいたしますと、規模で最大となったところが、和田中学校で生徒数が453人、13学級となり、最小規模は和泉中学校で生徒数は114人、5学級となったところでございます。単学級の学年数は2学年で、単学級を持つ学校数は2校となっております。また、20人未満の学級数は1校となっております。

最後に、特別支援学校・特別支援学級についてでございますが、まず、済美養護学校では児童生徒数は74人で昨年度に比べて6人の減となり、学級数は21学級となっております。一方、特別支援学級でございますが、知的障害者の児童生徒数が201人、言語障害学級の児童数が110人、難

聴学級の児童生徒数が14人、情緒障害学級児童生徒数が160人、南伊豆健康学園の児童数が24人となっているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

あの細かいことですがけれども、私がいただいている4月27日付教育委員会学務課の資料によりますと、全体数は1万7,961人になっているんですけれども、そちらの話では2人ということでした。114人増となっているのですが、そちらの説明では115人ということでした。

学務課長 失礼いたしました。すみません。

私の方の資料がちょっと間違っておりました。席上お渡ししているものが正しいです。

委員長 1万7,961人が正しいですね、114人増。はい、わかりました。

学務課長 申し訳ございません。

委員長 他に何かございますでしょうか。

先ほど、**学校適正配置担当課長**の説明の時に、大規模については何もないということでしたけれども、浜田山の24学級というのはかなり多いですね。他の小学校より12学級ぐらい。

学務課長 そうですね。おっしゃるように全校を見てもやはり大きくなっているかなという印象を受けるところでございます。

委員長 他になければ、結構でございます。

どうもありがとうございました。

それでは5番目最後です。「教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私の方から平成23年3月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告いたします。

恐れ入ります。一覧表の方の修正を2カ所お願い申し上げます。

まず1点目が3ページでございます。3ページの9番、事業名これ後ろの方が欠けております。伝統的な子育てによる発達障害・虐待の防止でございます。「虐待の防止」を入れていただくようお願いをいたします。続きまして2点目の修正でございます。5ページ目の1番、団体名でございます。全国情緒障害教育研究会、もう1回教育研究会が重なっておりますので、削除の方をお願いいたします。修正の方、申し訳ございません。

では、ご報告させていただきます。

3月分合計51件ございました。そのうち、定例が44件、新規が7件でございます。また、51件中、共催が9件、後援が42件でございます。

新規の分につきまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページの 6 番、新規の後援でございます。東京俳優生活協同組合によりますミュージカル「かいけつゾロリ」舞台公演でございます。

また 7 番、新規、後援でございます。2011杉並憲法の夕べ 中村哲医師講演会実行委員会によります2011杉並憲法の夕べ 中村哲医師講演会でございます。

続きまして、4 ページをお開きください。

庶務課の担当分でございます。

2 番、新規、後援、杉並区民オペラによります杉並区民オペラ第 7 回公演オペラ「愛の妙薬」でございます。

3 番、新規、後援、早稲田大学グリークラブOB会によります早稲田大学創立130周年、早稲田大学グリークラブ創部105周年記念式典オムニバスコンサートでございます。

4 番、新規、後援、大江戸舞祭2011実行委員会によります大江戸舞祭2011、～11回本祭り～でございます。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして、5 ページをご覧ください。

済美教育センターの扱い分でございます。

1 番、新規、後援、全国情緒障害教育研究会東京都公立学校情緒障害教育研究会によります第 44回全国情緒障害研究協議会でございます。

2 番、新規、後援、杉並地区伝統文化いけばなこども教室実行委員会によります杉並地区伝統文化いけばなこども教室でございます。

以上、7 件の新規についてご説明申し上げました。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

あの 4 ページ、早稲田大学グリークラブOB会です。これは24年10月20日といたしますと、今から 1 年半後ですね。そんな早いものもこういう共催・後援名義の時に申請があつて、受け付けるんですか。

社会教育スポーツ課長 あの、会場を予約する関係で、公会堂の件につきましては、私の手元にご
ざいませませんが、ちなみに社会教育センターに関しましては 7 ヶ月前から入りますので、それ以上、
長い期間で公会堂は前もつての予約になると思います。

委員長 そうですか。わかりました。

他に何かございますか。

ないようなら結構でございます。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、この後は人事案件でございますので、非公開として審議を行います。

その前に庶務課長から日程等について。

庶務課長 これ以降、非公開となります。

次回の日程についてご案内申し上げます。

次回の定例会でございますが、5月11日水曜日午後2時でございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

委員長 それでは、今回は5月11日水曜日午後2時からです。途中連休が入ります。

よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。

(傍聴者退席)

委員長 それでは、再開いたします。

日程第4、議案第48号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第48号につきましてご説明申し上げます。

1枚おめくりをいただきまして、平成23年5月1日付の人事異動でございます。

現在、杉並区立中央図書館長におきましては、空席となっております。堀川中央図書館次長が事務代理をしているところでございますが、5月1日付で、現在、杉並区選挙管理委員会事務局参事でございます本橋正敏が異動してまいります。これに伴いまして、堀川中央図書館次長については、事務代理を解除するものでございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

なお、履歴事項がございますので、ご参照ください。

以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ありませんでしょうか。

對馬委員 このいただいた資料で、新任職って左側、堀川さんところも館長となっておりますが、これは次長になるということではないんですか。

庶務課長 これは事務代理の解除でございます。

對馬委員 解除として、ここは新任職、新任職は堀川直美さんは次長に戻るということですね。

庶務課長 事務代理が解除されるということになります。

委員長 これはだけど、前は図書館長にはなっていなかったのではないですか、堀川さんは。

庶務課長 事務代理で中央図書館長の職務も行うということです。

委員長 そうなっていましたか。そうですか。わかりました。

他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 なければ、原案どおり承認してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、原案のとおり承認いたしました。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで閉会いたします。

ありがとうございました。